

# 工業会活動

## 航空機及び宇宙機器用部品の 関税免税措置の期間延長

従前より、航空機・宇宙機器関連の輸入品のうち、特に国産が困難とされる輸入品については、関税暫定措置法（以下「暫定措置法」）により免税措置（令和2年3月31日まで）が講じられている。

令和元年6月から当工業会は暫定措置法に基づく期間延長を経済産業省（航空機及び宇宙機器用部品）及び国土交通省（航空機の運航用部品）に要望してきたところ、両省が本制度の延長に向け検討を行い財務省への説明を経て、財務省の「関税・外国為替等審議会」から麻生財務大臣に対して「令和2年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度について、その適用期限を令和5年3月31日まで3年間延長することが適当である」との答申を行った（令和元年12月12日付）。引き続き、本年1月20日に召集された第201回通常国会での審議を経て、令和2年3月31日付の官報にて関税定率法等の一部を改正する法律が公布された。

### 1. 制度の概要

#### (1) 原則（関税定率法による課税）

航空機・宇宙機器用に輸入する部分品は、基本的には関税定率法（以下「定率法」）で定められている課税の範囲、税率及び関税の減免等の適用を受けることになっている。関税率は対象となる輸入品の品目によるが、概ね3%～5%である。

#### (2) 暫定措置（暫定措置法による免税）

航空機・宇宙機器用の一部の輸入品は、定率法では課税されることになっているが、技術的水準・特許権、規格の認定や製造ライセンスを取得できない等の理由から、国産困難な部分品が存在しており、国内の航空宇宙産業を育成する等の観点から、一定期間関税を

免除する暫定的措置が講じられている。本措置は3年毎に見直しが行われており、今回は平成28年度の要望から3年振りに暫定措置法の期間延長の要望を行ったもので、根拠法令の条文は暫定措置法第4条、同施行令第7条である。

#### (3) 暫定措置法による免税手続き

関税の免税措置を受けるためには、税関に対して、輸入品が次のように「国産困難」である理由を明確に説明し、税関の了解を得ることが必要である。

- 一 技術的水準、特許権及びその他の技術的権利等の関係で生産できない場合
- 二 国産品が規格認定を受けていない、ライセンス生産で技術が非開示の場合

- 三 国内で生産を計画しても、輸入品の価格より著しく割高となる場合
  - 四 需要量が少なく企業採算に合わないため、生産をする企業等がない場合
- (4) 暫定措置法4条の適用を受け免税される品目の例
- 一 航空機に使用する部分品
    - ・ B777／B787用ヒンジ、ピン、ボルト、F-15エンジン用ネジ、ナット等
  - 二 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材
    - ・ B777用板材、SH-60K用銅棒、P-1用アルミ板、F-2用チタン材等
  - 三 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品
    - ・ H-II A／II Bロケット用 ボルト、ナット、ピン等
  - 四 税関長の承認を受けた工場において上記三に掲げる物品の製作に使用する素材
    - ・ H-II A／II Bロケット用 板、管、棒、樹脂等

## 2. 当会からの要望内容

- (1) 我が国の航空機及び宇宙機器の製造に使用される部分品・材料の一部については、「技術的に国内での生産が困難である」、或いは「国産品が使用上不可欠の規格認定を受けていない」等の理由により国産品の使用が困難なため、輸入せざるを得ない状況が続いており、このような部分品・材料の輸入に際しては、暫定措置法第4条により「本邦において製作することが困難と認められるもの」に限り、課税を免除する措置を講じて頂いている。
- (2) 本措置は、航空機及び宇宙機器を担う企業の国際競争力の維持・向上にとって不可

欠となっているコスト削減に大変効果的な措置であり、また、航空機及び宇宙機器の開発・製造の競争力強化に寄与するとともに、航空機及び宇宙機器の生産・技術基盤の維持・向上に寄与するものと理解している。

- (3) 就いては、令和2年度以降も暫定措置法第4条による免除措置の継続適用をお願いしたい。

### (4) 暫定措置法の延長期間

- ・ 延長前：平成29年4月1日～令和2年3月31日
- ・ 延長後：令和2年4月1日～令和5年3月31日

## 3. 航空機と宇宙の免税対象輸入額及び免税額（予定額及び実績額）：下表のとおり。

## 免税対象輸入額及び免税額（予定額及び実績額）

（単位：百万円）

年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29～令和元年度計	
	輸入額	免税額	輸入額	免税額	輸入額	免税額	輸入額	免税額
航空機	54,900	1,858	64,701	2,288	70,406	2,588	190,007	6,733
宇宙	239	9	224	8	249	9	713	26
計	55,140	1,867	64,925	2,296	70,655	2,596	190,720	6,759

（単位：百万円）

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2～4年度計	
	輸入額	免税額	輸入額	免税額	輸入額	免税額	輸入額	免税額
航空機	76,307	2,785	82,101	2,974	84,697	3,066	243,105	8,825
宇宙	342	12	300	11	243	8	885	31
計	76,649	2,797	82,401	2,985	84,941	3,075	243,990	8,857

（注）当工業会調べ（11社のデータによる） 四捨五入の関係から、合計は必ずしも一致しない

## 4. その他

(1) 財務省の「関税・外国為替等審議会」における暫定措置法の審議経過は、同省のホームページで確認することができる。

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/customs\\_foreign\\_exchange/sub-of\\_customs/index.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/index.html)

(2) 暫定措置法の期間延長要望の提出にあたり、下記の関係企業の方々から法令条文別の輸入額及び免税額の分類、免税部品の整理等に関するデータのとりまとめ等、多大

な協力をいただいた。資料作成にご協力いただいた企業に感謝申し上げたい。

(株)IHI、(株)IHIエアロスペース、川崎重工業(株)、新明和工業(株)、住友精密工業(株)、全日本空輸(株)、日本航空(株)、日本飛行機(株)、(株)SUBARU、三菱重工業(株)、日立金属(株) 計11社

(3) 暫定措置法適用による航空機等の免税措置を希望される会員企業におかれては、免税措置の概要をご説明するので、当会までご連絡願います。

〔(一社) 日本航空宇宙工業会 業務部長 杉原 康二〕